

鳥取県自治会連合会会則

(名 称)

第1条 本会は、鳥取県自治会連合会という。

(目 的)

第2条 本会は、住民自治組織の連絡調整を図り、住民福祉の増進と鳥取県の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(組 織)

第4条 本会は、鳥取県内の各市町村の自治会連合組織又はこれに準ずるもので、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長の所在地に置く。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	若干名
理 事	若干名	監 事	2名

2 役員は、総会において選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、本会の事業の推進を図り、本会の会務を処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第 8 条 本会の会議は、総会及び正副会長会とし、会議は、会長が招集し議長となる。

2 総会は、年 1 回とし次の事項を決定する。

事業計画及び事業報告に関すること。

予算及び決算に関すること。

会則の改廃に関すること。

その他必要と認める事項。

3 正副会長会は、必要に応じ会長が招集し、運営事項の協議、推進に当たる。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(会 費)

第 9 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他収入をもって充てる。

2 会費は予算で定める。

(会計年度)

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

附 則

この会則は、平成 6 年 5 月 1 0 日から施行する。

この会則は、平成 2 8 年 5 月 2 7 日から施行する。